柳津町訓令第　　号

柳津町農機具等マッチング事業実施要綱

（目的）

第１条　担い手農家等の負担軽減を図り、持続的な農業振興を図るため、利用されなくなった農機具や農業用資材等の情報を広く周知し、町内の担い手が利用することで、農業コストの削減とリユースによる資源の有効活用を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

に定めるところによる。

（１）農機具等

農業等で使用していた機械及び施設をいう。

（２）農機具等マッチング

町が、農機具及び施設の売却または破棄を希望する所有者から申込みを受けた情報を農機具や施設の利用を希望する者に提供することをいう。

（譲渡する者）

第３条　農機具等を譲渡できる者は、町内に住所を有し、町内に農機具等を所有している農家及び農業を営む法人とする。

（譲受される者）

第４条　農機具等を譲受できる者は、町内に住所を有する農家及び農業を営む法人とする。

（譲渡物の登録）

第５条　農機具等マッチング事業の譲渡者登録を希望する者（以下「譲渡申込者」という。）は、柳津町農機具等マッチング事業譲渡情報掲載申込書(様式第１号)及び柳津町農機具等マッチング事業同意・誓約書（様式第２号）を町長に提出するものとする。

（申込み内容の精査・掲載・再掲載）

第６条　町長は、 前条の申込みがあった時は、速やかに内容を精査し、ホームページ等への掲載適否について柳津町農機具等マッチング事業譲渡情報掲載決定（不決定）通知書（様式第３号）により譲渡申込者に通知するものとする。

２　ホームページ等へ掲載の期間は１年間とする。

　３　前項の期間が過ぎ再掲載を希望する場合は、柳津町農機具等マッチング事業譲渡情報再掲載申込書(様式第７号)及び柳津町農機具等マッチング事業同意・誓約書（再掲載用）（様式第８号）を町長に提出するものとする。

　４　町長は、前項の申込みがあった時は、速やかに内容を精査し、ホームページ等への掲載適否について柳津町農機具等マッチング事業譲渡情報掲載再決定（不決定）通知書（様式第９号）により譲渡申込者に通知するものとする。

　５　再掲載の場合、ホームページ等へ掲載の期間は最長１年間とする。

（譲受希望者）

第７条　譲受希望者は、町ホームページ等に掲載してある内容を確認後、町から譲渡申込者の連絡先を聞き自ら連絡する。町は譲受希望者より申込みがあった時は、譲渡申込者に対して、その氏名、連絡先及び希望機具等の情報を提供する。

（掲載事項の変更の届出）

第８条　譲渡申込者は、掲載事項に変更があった時は、柳津町農機具等

マッチング事業譲渡情報掲載変更届（第４号様式）を町長に届け出な

ければならない。

（申込みの取下げ）

第９条　譲渡申込者の都合により譲渡申込を取下げたい場合は、柳津町農機具等マッチング事業譲渡情報掲載取下書（様式第５号）を提出するものとする。

（譲渡の交渉・契約）

第１０条　譲渡申込者と譲受希望者が直接交渉及び契約を行い、町は一切の責任を負わないものとする。

（譲渡完了）

第１１条　譲渡が完了後、譲渡者は、柳津町農機具等マッチング事業完

了報告書（様式第６号）を町長に提出することとする。これにより、町ホームページ等に記載した譲渡情報を削除するものとする。

（台帳整備）

第１２条　町は掲載情報を台帳で整備し、適正に管理をすること。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。